

第4章 施設整備の基本的な方針等

4-1 施設の規模・配置計画等の方針

(1) 健康保健施設の個別施設計画の基本方針

今後の維持管理の取組みについては、総合管理計画で示された「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」及び第1次行動計画で示された「維持・保全の基本方針」に基づき以下のとおり実施していきます。

安全安心な施設として維持していくため、維持・保全の基本方針を「予防保全型」とすることで、長期にわたり施設の有効活用を推進しながら、快適に利用できるよう管理していきます。

予防保全型維持管理を実施していくことで耐用年数を80年とし、保全コストを縮減、工事回数を減らすことにより利用者の利便性を確保するため、20年ごとに周期的な修繕・改修工事を行う事を基本とすることで施設の長寿命化を図ります。また、建築後35年にあたる令和32年(2050)に1回目の施設のあり方について検討を行います。

また、設置してある太陽光発電設備を維持しつつ、再生可能エネルギー導入事業における先導施設に位置づけられていることから、省エネルギー性能の優れた設備導入などにより、環境負荷の低減に配慮した、持続可能な施設を目指します。

そして、環境変化に対応した施設として、人口減少等による利用需要の変化に応じた効率的・効果的施設環境の整備を目指します。

(2) 健康保健施設の規模・配置計画等の方針

健康保健施設は、中心市街地の活性化のための拠点施設でもあることから、その特性上、配置計画については定めませんが、人口減少等による利用需要の変化に対応した施設規模等の検討を行います。

4-2 修繕・改修等の基本的な方針

本計画では、第1次行動計画で示された、予防保全型維持管理を実施する施設の、修繕・改修周期の考え方に沿い、実施していくことを基本的な方針とします。以上を踏まえて、あり方の検討によって運用期間や必要な改修の設定を行い、残存期間に見合った内容の改修等を実施します。

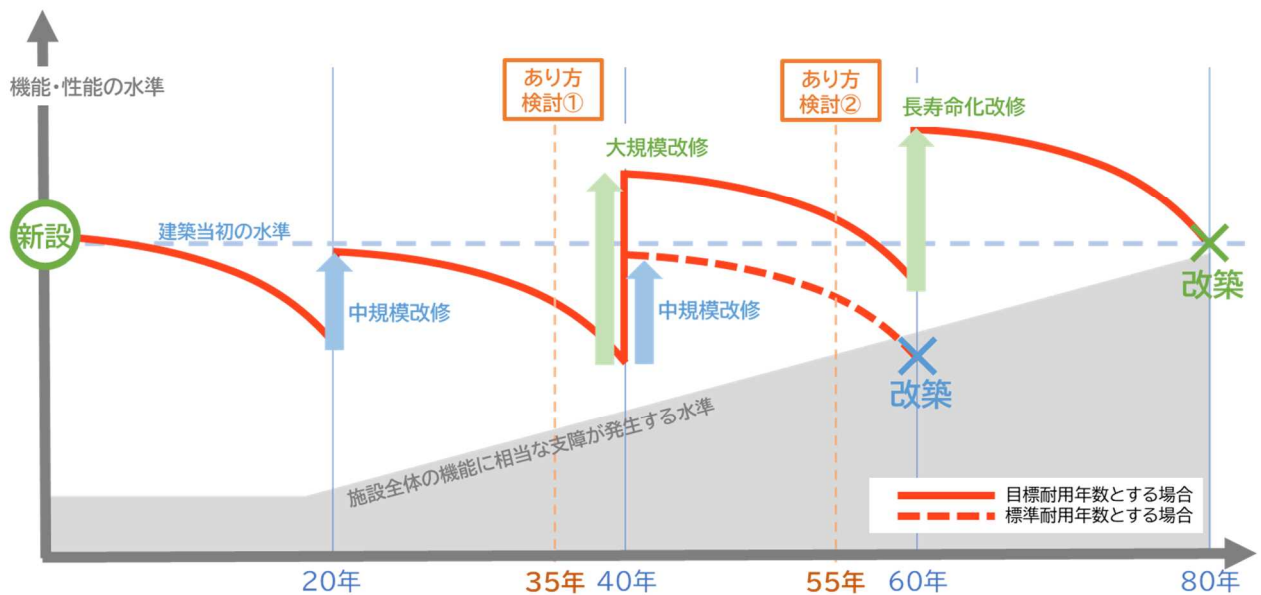
4-3 目標使用年数、改修周期の設定

取手ウェルネスプラザについては、予防保全型維持管理を行っていきます。

その後、建築後35年目に実施する、あり方の検討①において長期的に存続すべき施設であると判断された場合は、建築後40年目で大規模改修を行います。

また、建築後55年目に実施する、あり方の検討②において躯体の健全性を確認のうえ問題がなければ、長寿命化改修の検討を行い80年間使用することを目指します。

図表 4-1 修繕・改修のイメージ



出典：第1次行動計画